

府中市立保育所条例の一部を
改正する条例を公布する

令和8年 3 月 13 日

府中市長 高野 律雄

府中市条例第 13 号

府中市立保育所条例の一部を改正する条例

府中市立保育所条例（昭和 39 年 4 月府中市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第 2 条 省 略 (1)～(7) 省 略 (8) 府中市立本町保育所 <u>府中市本町 3 丁目 18 番地の 5</u> (9)～(10) 省 略	(名称及び位置) 第 2 条 省 略 (1)～(7) 省 略 (8) 府中市立本町保育所 <u>府中市本町 3 丁目 19 番地の 3</u> (9)～(10) 省 略

付 則

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。